徳島県告示第538号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第１項の規定に基づき、牟岐町長、つるぎ町長及び石井町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第２項の規定により次のとおり認証した。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１　牟岐町に係る地籍調査

⑴　調査を行った者の名称

牟岐町

⑵　調査を行った時期

令和４年度及び令和５年度

⑶　成果の名称

牟岐町大字河内の一部の地籍図及び地籍簿（河内１・河内２地区）

⑷　調査を行った地域

海部郡牟岐町大字河内の一部（河内１・河内２地区）

⑸　認証年月日

令和８年10月16日

２　つるぎ町に係る地籍調査

⑴ア　調査を行った者の名称

つるぎ町

イ　調査を行った時期

令和６年度及び令和７年度

ウ　成果の名称

つるぎ町貞光字成谷の一部の地籍図及び地籍簿（貞光45地区）

エ　調査を行った地域

美馬郡つるぎ町貞光字成谷の一部（貞光45地区）

オ　認証年月日

令和８年10月16日

⑵ア　調査を行った者の名称

つるぎ町

イ　調査を行った時期

令和６年度及び令和７年度

ウ　成果の名称

つるぎ町一宇字平井の一部の地籍図及び地籍簿（一宇33地区）

エ　調査を行った地域

美馬郡つるぎ町一宇字平井の一部（一宇33地区）

オ　認証年月日

令和８年10月16日

３　石井町に係る地籍調査

⑴　調査を行った者の名称

石井町

⑵　調査を行った時期

令和６年度及び令和７年度

⑶　成果の名称

石井町高川原の一部の地籍図及び地籍簿（高川原６地区）

⑷　調査を行った地域

名西郡石井町高川原の一部（高川原６地区）

⑸　認証年月日

令和８年10月16日